

平成15年8月29日

災害応急対策関係閣僚意見交換会
内閣総理大臣指示事項

南関東直下地震への対応について、予め定めておく必要がある事項が明らかになった。

厚生労働省は、発災時に迅速に救護班を派遣し、重篤患者を搬送するための計画を定めること。

消防庁及び警察庁は、発災時に迅速に広域援助隊を派遣するため、要員の指定や輸送手段を含めた具体的な計画を策定すること。

あわせて、地方公共団体に対しては、消防庁を通じて、自衛隊や広域援助隊の派遣先地における活動拠点の確保を図ること。

関係省庁及び防衛庁は協議して、医師・患者や消防・警察の部隊を搬送する際の自衛隊機の利用計画を定めること。自衛隊以外の関係機関の航空機並びに艦船の活用についても検討すること。

災害時の緊急輸送路は、各都道府県が個別に定めていることから、警察庁や国土交通省は、発災時に重点的に確保すべき輸送路について県境を越えて調整を図ること。

以上について、内閣府及び関係省庁は連携して、早急に作業を進め、防災担当大臣が中心となり取りまとめて、私に報告をしてほしい。

内閣総理大臣指示事項に係る進行状況

内閣総理大臣指示事項	計画の策定等具体的な措置	進行状況
<p>厚生労働省は、発災時に迅速に救護班を派遣し、重篤患者を搬送するための計画を定めること。</p>	<p>下記の検討を踏まえ、救護班派遣及び広域搬送患者受入の事前計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域医療搬送の対象とする患者(症状)の考え方 ・ 全国の医療施設における救護班編成可能人員数の把握 ・ 全国の医療施設における広域搬送患者受入可能人数の把握 	<p>全国の災害拠点病院等に対する実態調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害医療の専門家により検討中。 ・ 救護班派遣は全国で約250班の体制 (救護班 医師1名、看護師2名、薬剤師等1名、事務官1名) (別紙 1)
<p>消防庁及び警察庁は、発災時に迅速に広域援助隊を派遣するため、要員の指定や輸送手段を含めた具体的な計画を策定すること。</p> <p>あわせて、地方公共団体に対しては、消防庁を通じて、自衛隊や広域援助隊の派遣先地における活動拠点の確保を図ること。</p>	<p>部隊派遣計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁 派遣計画(案)を策定。 ・ 警察庁 今回作成した方針(案)を基に、計画を策定。 <p>受援計画の検討策定</p> <p>現在、八都府県市で行っている検討会を引き続き実施するとともに、関係省庁と協議し、ニーズ等を踏まえた実効性のある受援計画を策定。</p>	<p>消防庁及び警察庁で現在策定中。</p> <p>(別紙 2)</p> <p>救助・救急・消火WGにおいて検討中。</p>

内閣総理大臣指示事項	計画の策定等具体的な措置	進 行 状 況
<p>関係省庁及び防衛庁は協議して、医師・患者や消防・警察の部隊を搬送する際の自衛隊機の利用計画を定めること。自衛隊以外の関係機関の航空機並びに艦船の活用についても検討すること。</p>	<p>自衛隊機の利用計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊、消防、警察、医師、患者の優先度を勘案した利用計画の検討。 	<p>・ 部隊派遣計画及び医師、患者搬送計画を踏まえて、利用需要を把握。</p> <p>・ 自衛隊機の利用計画及びその他の輸送機関の活用の検討開始。</p>
<p>災害時の緊急輸送路は、各都道府県が個別に定めていることから、警察庁や国土交通省は、発災時に重点的に確保すべき輸送路について県境を越えて調整を図ること。</p>	<p>各種拠点（広域応援部隊の進出拠点、物資搬入拠点）の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助・救急・消火WGにおいて検討する広域派遣部隊の進出拠点等、物資WGにおいて検討する物資搬入拠点を基に把握。 <p>拠点の策定を踏まえた予定路線の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の規格、交通規制の容易性等を踏まえ、道路管理者（国土交通省、都県）、警察庁及び内閣府を中心に策定。 <p>緊急輸送ルート計画</p> <p>上記検討を踏まえ、緊急輸送ルート計画を策定。</p>	<p>・ 部隊派遣計画、進出拠点等が確定次第、順次、予定路線、緊急輸送ルート計画を策定。</p>

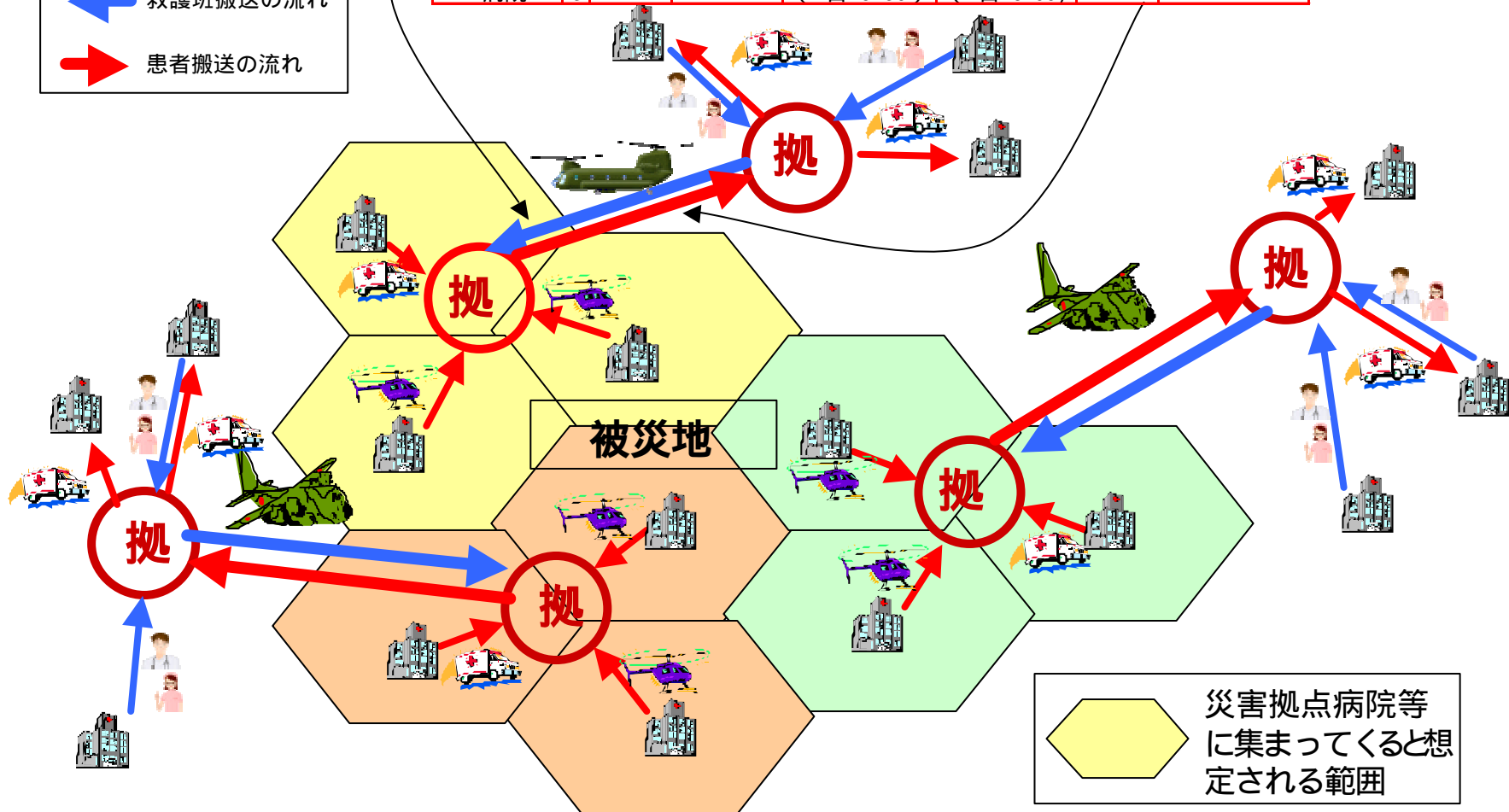
広域医療搬送活動のイメージ図

救護班搬送計画 (第1派) <イメージ>

派遣元 病院名	派遣可能数	投入班数				発地名 (時間)	着地名 (時間)	搬送要領		
		拠点計	ステージング ケアユニット	航空機 同乗	被災地 内活動			機種	機数	
病院	5	9	2	1	3	6	駐屯地 (1日14:30)	××公園 (1日15:00)	陸CH-47	1
××病院	4									

重篤患者搬送計画 (第1派) <イメージ>

搬出先 病院名	受入可能数 拠点計	搬送 患者数	発地名 (時間)	着地名 (時間)	搬送要領	
					機種	機数
病院	6	9	××公園 (1日15:30)	駐屯地 (1日16:00)	陸CH-47	1
病院	3					

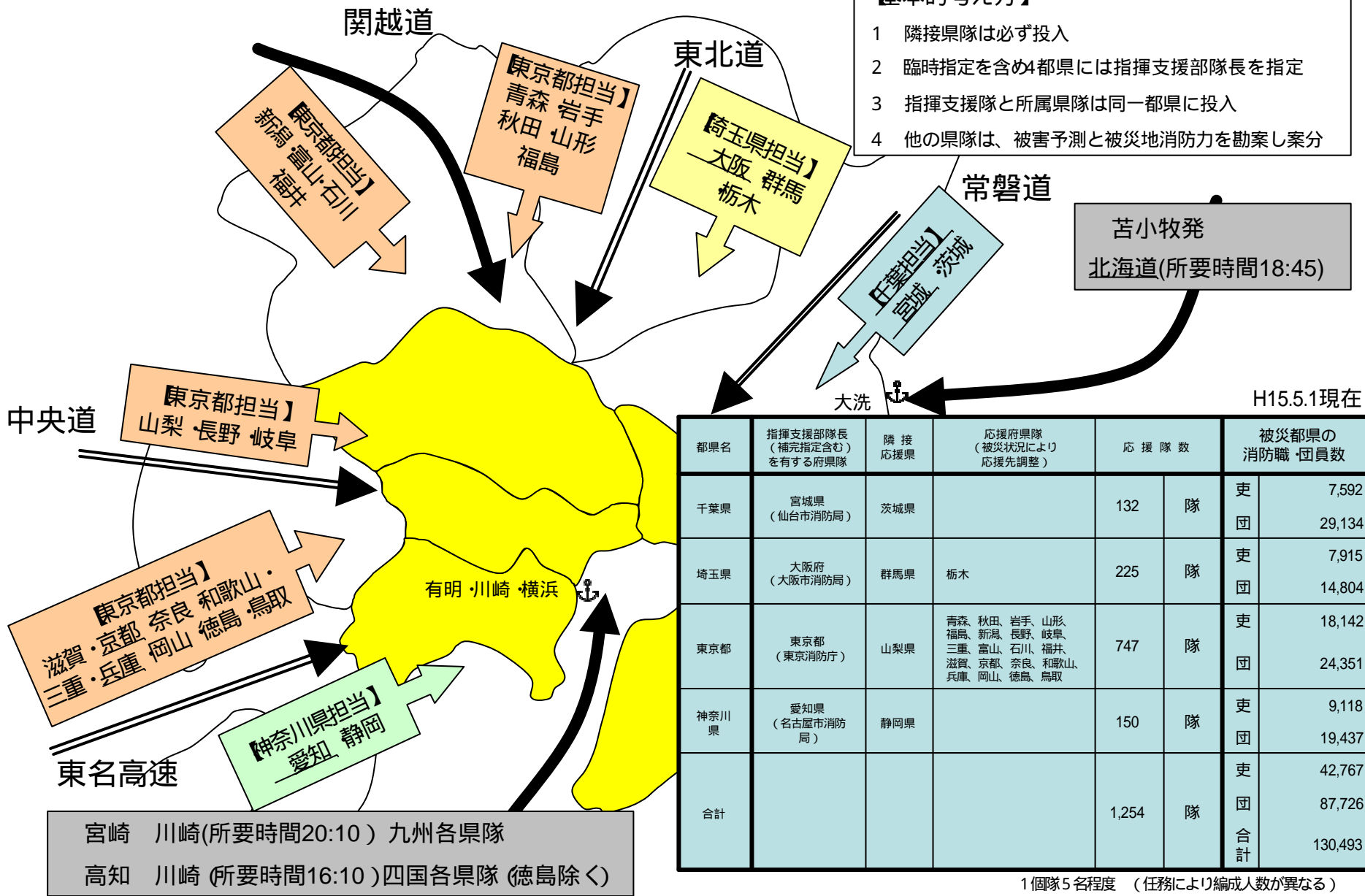


災害拠点病院等に集まってくると想定される範囲

別紙 2) 南関東直下緊急消防援助隊運用 アクションプラン (案) 震源:千代田区直下

【基本的考え方】

- 1 隣接県隊は必ず投入
- 2 臨時指定を含め4都県には指揮支援部隊長を指定
- 3 指揮支援隊と所属県隊は同一都県に投入
- 4 他の県隊は、被害予測と被災地消防力を勘案し案分



(別紙 2 - 2)

南関東地域直下地震発生時の 広域緊急援助隊等の派遣計画 (案)

